

武蔵村山市電気自動車用急速充電設備等導入事業者審査委員会要領

(設置)

第1条 武蔵村山市電気自動車用急速充電設備等導入事業について、当該事業の実施に最も適した事業者を選定等するため、武蔵村山市電気自動車用急速充電設備等導入事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 武蔵村山市電気自動車用急速充電設備等導入事業者プロポーザル実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案等の審査及び事業者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人で組織する。

- 2 委員は、総務部長、企画財政部公共施設活用担当課長、総務部総務契約課長、環境部環境課長、健康福祉部障害福祉課長の職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、総務部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務契約課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年5月15日から施行する。